

令和元年9月25日開催

令和元年度
燕市農業委員会第6回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第6回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月25日(水曜日)
午前9時30分～午前10時12分

2. 開催場所 市民交流センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員(27名)

1番 金山 吉夫	12番 大久保政博	22番 山浦 博
2番 長谷川治仁	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
3番 原田國太郎	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
4番 渡邊美代子	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
5番 佐藤 春夫	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
6番 江辺 耕一	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
10番 山田 直子	20番 欠員	

4. 欠席委員(3名)

欠席 3名 7番 川本敏夫、11番 早渡秀夫、21番 江口 保
欠員 1名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第18号 農地転用事実確認願について
報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 36 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

3 番 原田國太郎 4 番 渡邊美代子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号7番 川本敏夫委員、11番 早渡秀夫委員、21番 江口保委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は25名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第6回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それで は、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号3 原田國太郎 委員及び</p> <p>議席番号4 渡邊美代子 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第17号から第19号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第17号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号31番 吉田法花堂字大開の田、1筆、面積481㎡、耕作人の変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号32番 小関字野中の田、計3筆、面積2,827㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号33番 小池字上通の田、1筆、面積1,021㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第18号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号8番 燕字向川原の畑、1筆、面積208㎡、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第6号、令和元年8月22日であります。</p>

事務局	<p>受付番号 9 番 水道町三丁目の田、1 筆、面積 330 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 7 号、令和元年 8 月 28 日であります。</p> <p>受付番号 10 番 柚木字廿六木の田、計 2 筆、面積 815 m²、転用目的は店舗及び駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 8 号、令和元年 9 月 10 日であります。</p> <p>続きまして、会長報告第 19 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 10 番 佐善字堤内の畑、1 筆、面積 104 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 11 番 小高字新田の畑、計 3 筆、面積 71 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 12 番 桜町字居掛の畑、計 2 筆、面積 28 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 13 番 笈ヶ島字谷地の田、1 筆、面積 1,945 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、平成 2 年 8 月 29 日農地法第 5 条、工場、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 14 番 勘新字長島の畑、1 筆、面積 234 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 15 番 勘新字長島の畑、1 筆、面積 159 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 16 番 南一丁目の畑、計 2 筆、面積 234 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和 38 年 4 月 24 日、農地法第 4 条、住宅、現状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
-----	---

議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。
議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 受付番号22番 吉田下中野字門光寺の田、1筆、面積2,917㎡、契約内容は売買、単価は〇円、位置図は、議案資料1頁をご覧ください。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る9月18日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	9月18日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、委員1名の欠席により、12名で審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。 受付番号12番 佐渡山字江流の田、計2筆、面積479㎡、転用目的は資材置場、完工済みであります。位置図は、議案資料2～3頁をご覧ください。

	<p>相続した土地が、無許可で駐車場や資材置場として利用されていたもので、改めて転用許可申請があったものであります。</p> <p>申請地は、県道沿いの宅地に挟まれた農地で、営農に支障もないと思われることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また申請に伴い、申請者より「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号13番 井土巻字土手外の畑、1筆、面積1,252㎡、転用目的は共同住宅（2棟、14戸）駐車場24台、令和2年2月29日完工予定であります。位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。経営の安定を図るため集合住宅2棟を建築するものであります。</p> <p>申請地は、中ノ口川と河川の堤防道路に挟まれた、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月18日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地法第4条許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議 長	次に議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 36 番 大曲字居付の田、1 筆、面積 502 m²、転用目的は事務所、駐車場、資材置場、契約内容は賃貸借、令和元年 12 月 15 日までの一時転用であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁をご覧ください。集落内の消雪パイプ工事に伴う事務所や資材置場が無い場合、農地を一時転用するものであります。

申請地は、集落内の宅地に囲まれた農地で、営農に支障はなく、第 3 種農地であると思われることから、許可は止むを得ないと判断されることとあります。

受付番号 37 番 小池字上通の田、1 筆、面積 1,021 m²、転用目的は工場用地、契約内容は売買、令和元年 12 月 20 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。工業団地内の用地を取得し、工場誘致を行うものであります。

申請地は、小池工業団地内の農地で、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されることとあります。

受付番号 38 番 殿島二丁目の畑他、計 2 筆、面積 238 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 30 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。住宅を建築し利便性を図るものであります。

申請地は、宅地に囲まれた集落内の農地で、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されることとあります。

受付番号 39 番 桜町字居掛の畑、計 2 筆、面積 28 m²、転用目的は通路敷、契約内容は売買、完工済みであります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。相続した住宅を売買するため確認したところ、通路敷きの一部が農地であったものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されることとあります。

また申請に伴い、申請者より「始末書」が提出され

ており、事前審査会で読み上げさせていただいたところでもあります。

受付番号 40 番 富永字腰廻の田、1筆、面積 244 m²、転用目的は住宅、契約内容は贈与、令和 2 年 3 月 31 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭なため、親族から贈与を受け住宅を建築するものであります。

申請地は、集落内の宅地に連たんする農地であることから、周辺の営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所でもあります。

受付番号 41 番 小高字新田の畑、計 3 筆、面積 71 m²、転用目的は物置、契約内容は売買、完工済みであります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。相続した住宅を売買するため確認したところ、物置部分が農地であったものであります。

申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所でもあります。

また申請に伴い、申請者より「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところでもあります。

受付番号 42 番 佐渡字寄合割の田、計 2 筆、面積 814 m²、転用目的は共同住宅（1 棟、10 戸）駐車場 17 台、契約内容は売買、令和 2 年 3 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。経営の安定を図るため集合住宅を建築するものであります。

申請地は、三条・燕インターチェンジに近い宅地に囲まれた農地で、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所でもあります。

受付番号 43 番 小関字野中の田、計 36 筆、面積 35,261 m²、転用目的は工業団地造成事業、契約内容は売買、令和 2 年 12 月 14 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。

	<p>ください。工場誘致のため農地を取得し、造成するものであります。</p> <p>申請地は、小関第二工業団地に近い農地で、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月18日、第2事前審査委員会が開催されていますので土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第5条申請8件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号43番の3,000㎡を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第35号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第35号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに所有権の移転であります。</p> <p>受付番号5番 野本字村附の田、計2筆、面積6,000㎡、移転時期は令和元年10月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和元年10月31日。位置図は議案資料22頁をご覧ください。</p> <p>受付番号6番 庚塚字表の田、計7筆、面積15,861㎡、移転時期は令和元年10月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和元年10月31日。位置図は同じく議案資料22頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>受付番号26番 溝古新字石塚の田他、計5筆、面積7,285㎡、10年の再設定、対価は現金であります。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月18日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、利用権の再設定1件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	ほかに無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	次に議案第36号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第36号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。はじめに、農用地利用集積計画であります。集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。
	受付番号2番 吉田下中野字潟ノ内の田、計2筆、面積6,000㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和11年12月31日までの10年であります。以下は、議案をお読み取りください。
	集積計画の合計としては、合計5名、50,809㎡であります。
事務局	次は、配分計画であります。配分計画は1件であります。
	受付番号2番 野本字村附の田他、計21筆、面積50,809㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和11年12月31日までの10年であります。
	番号2番は、伊藤和夫委員の関係案件となります。
事務局	続いて、配分計画の移転であります。
	受付番号3番 吉田法花堂字大開の田他、計13筆、面積28,616㎡、設定期間の年数は、残期間となる令和7年3月までの5年と、令和8年11月までの7年であります。

	<p>番号3番は、伊藤和夫委員の関係案件となります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月18日、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画番号2番、及び配分計画の移転、番号3番を除いて、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画5件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号16番、伊藤和夫委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午前10時9分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画の番号2番、及び配分計画の移転、番号3番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用配分計画、番号2番、及び配分計画の移転、番号3番について、特に意見がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
	<p>関係委員は、入室願います。</p>
	<p>(関係委員 入室・着席 午前10時11分)</p>
議 長	<p>退席された伊藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、</p>

関係委員 議長	<p>「意見はなし」とする事に決しました。 ご協力ありがとうございました。 ありがとうございました。 なお、議案第 35 号及び議案 36 号の案件につきましては、10 月 7 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 12 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月25日

総会議長 本井佐登志

議事録署名委員 原田 国太郎

議事録署名委員 渡邊 美代子
